

○北海道警察職員の育児休業等に関する訓令

北海道警察本部訓令第8号

平成4年3月31日

改正 平成5年9月24日警察本部訓令第10号、10年3月27日第7号、14年3月29日第7号、20年3月6日第2号、21年3月31日第10号、22年8月18日第16号、29年2月3日第3号、令和3年3月25日第13号、4年10月17日第23号

北海道警察職員の育児休業等に関する訓令を次のように定める。

北海道警察職員の育児休業等に関する訓令

(趣旨)

第1条 職員の育児休業等については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求をしようとする職員は、育児休業承認請求書(別記様式第1号)を所属長を経由して北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)に提出しなければならない。

2 警察本部長は、前項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 前条の規定は、法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、育児休業等養育状況変更届(別記様式第2号)を所属長を経由して警察本部長に提出しなければならない。

- (1) 産前産後の休暇を取得し、又は出産した場合
- (2) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (3) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (4) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第5条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下「条例」という。)第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児短時間勤務の承認の請求手続)

第6条 法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の請求をしようとする職員は、育児短時間勤務承認請求書(別記様式第3号)を所属長を経由して警察本部長に提出しなければならない。

2 警察本部長は、前項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

3 条例第11条第6号の規定による申出を行おうとする職員は、第1項の請求を行う際に、育児短時間勤務承認請求書に育児短時間勤務計画書(別記様式第4号)を添付しなければ

ばならない。

- 4 前項の申出を行った職員は、育児短時間勤務計画書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を育児短時間勤務計画書により所属長を経由して警察本部長に届け出なければならない。

(育児短時間勤務の期間の延長の請求手続)

- 第7条 前条第1項及び第2項の規定は、法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

- 第8条 第4条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

- 第9条 法第19条第1項の規定による部分休業の承認の請求をしようとする職員は、あらかじめ部分休業承認請求書(別記様式第5号)を所属長に提出しなければならない。

- 2 所属長は、前項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

- 第10条 部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、部分休業養育状況変更届(別記様式第6号)を所属長に提出しなければならない。

- (1) 部分休業に係る子が死亡した場合
- (2) 部分休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 部分休業に係る子を養育しなくなった場合

- 2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 北海道警察の事務の専決に関する訓令(昭和43年北海道警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

- 3 北海道警察文書管理規程(昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成5年警察本部訓令第10号)

- 1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成10年警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年警察本部訓令第7号)

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令の規定に基づいて作成された用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成20年警察本部訓令第2号)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 北海道警察の事務の専決に関する訓令(昭和43年北海道警察本部訓令甲第9号)の一

部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令の規定に基づいて作成された用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成21年警察本部訓令第10号）抄  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第16号）

- 1 この訓令は、平成22年8月18日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令の規定に基づいて作成された用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令の規定にかかわらず、当分の間これを使用することを妨げない。

附 則（平成29年警察本部訓令第3号）抄  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年2月3日から施行し、同年1月1日から施行する。
- 8 この訓令の施行の日において現に存する旧処務規程及び第2条の規定による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令の様式用紙は、必要な調整を加え、この訓令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和3年警察本部訓令第13号）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令、第2条の規定による改正前の北海道警察職員の修学部分休業に関する訓令、第3条の規定による改正前の北海道警察職員の高齢者部分休業に関する訓令、第4条の規定による改正前の北海道警察職員の自己啓発等休業に関する訓令及び第5条の規定による改正前の北海道警察職員の配偶者同行休業に関する訓令の規定に基づき作成された様式用紙は、この訓令の施行後も、なお当分の間これを使用することができる。

附 則（令和4年警察本部訓令第23号）

- 1 この訓令は、令和4年10月18日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令の規定に基づき作成された様式用紙は、必要な調整を加え、この訓令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書		年 月 日
警察本部長 殿		所属 職名 氏名 (職員番号 )
次のとおり育児休業の承認を請求します。 育児休業の期間の延長		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項第1号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。以下同じ。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認又は育児休業の期間の再度の延長を必要とする特別の事情）	
3 請求の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に承認された育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 備 考		
所属長の意見  <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>年 月 日</span> <span>所属長</span> </div>		

- 注1 この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄等を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「5 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、生年月日及び請求者との続柄等、(イ)請求に係る子が養子の場合、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 3 該当する□には√印を記入すること。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第2号（第4条、第8条関係）

育児休業等養育状況変更届

年 月 日

警察本部長 殿

所属

職名

氏名

（職員番号 ）

次のとおり育児休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので、  
育児短時間勤務  
届け出ます。

1 承認を受けた育児休業等の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 届出の事由

育児休業等に係る子を養育しなくなった

同居しなくなった     負傷・疾病     託児できるようになった  
 その他（ ）

産前産後の休暇を取得した

出産した

育児休業等に係る子が死亡した

その他（ ）

3 届出の事由が発生した（する）日

年 月 日

注1 該当する□には√印を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第3号（第6条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書		年 月 日
警察本部長 殿		所属 職名 氏名 (職員番号 )
次のとおり 育児短時間勤務の承認を請求します。 育児短時間勤務の期間の延長		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の延長 (再度の育児短時間勤務を必要とする特別の事情)	
3 請求の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態)	
	勤務の日及び時間帯	月 ( : ~ : ) 火 ( : ~ : ) 水 ( : ~ : ) 木 ( : ~ : ) 金 ( : ~ : )
5 既に承認された育児短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		
所属長の意見  <div style="text-align: right;">年 月 日 所属長</div>		

- 注1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄等を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「6 備考」欄に必要な事項を記載すること。
- 3 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、生年月日及び請求者との続柄等、(イ)請求に係る子が養子の場合、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 4 該当する□には√印を記入すること。
- 5 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第4号（第6条関係）

育児短時間勤務計画書			
			年 月 日
警察本部長 殿			
所属 職名 氏名 (職員番号 )			
北海道職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
<input type="checkbox"/> 当初		<input type="checkbox"/> 変更	
1 請求に係る子			
子	の	氏	名
生年月日		年 月 日生	
2 請求者の計画			
請求期間		年 月 日から 年 月 日まで	
再度の請求予定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
3 備考			

- 注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
- 4 該当する□には√印を記入すること。
- 5 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第5号（第9条関係）

部分休業承認請求書		年 月 日
(所属長)	殿	職名 氏名 (職員番号 )
次のとおり部分休業の承認を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	
2 請求期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備 考		

注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄等を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等）を添付すること（写しでも可）。

2 該当する□には√印を記入すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。



部分休業養育状況変更届

年 月 日

(所属長) 殿

職名

氏名

(職員番号 )

次のとおり部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 承認を受けた部分休業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 届出の事由

休業に係る子を養育しなくなった

同居しなくなった     負傷・疾病     託児できるようになった  
 その他 ( )

休業に係る子が死亡した

その他 ( )

3 届出の事由が発生した(する)日

年 月 日

- 注1 該当する□には√印を記入すること。  
2 規格は、A列4番縦長とする。